

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議 録			
日 時	平成21年10月 2日（金）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時44分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	前田委員長、斉藤（陽）副委員長、菊地・山田・佐々木・ 横田・久末 各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、総務部参事、会計管理者、 消防長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、山田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「石狩湾新港管理組合の協議案件等について」

○（総務）企画政策室林主幹

初めに、平成 22 年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求案について、7 月 10 日付けで事前協議がありましたので、説明いたします。資料 1 は平成 21 年度と 22 年度の事業別の比較表で、資料 2 は地図となっております。番号が符合しておりますので、あわせてごらんください。

初めに、国直轄事業です。地図右上①北防波堤でありますが、港内の静穏度を確保するため既設防波堤を延長するものであり、平成 22 年度は基礎部分の地盤改良を予定しております。次に、地図中央の②航路（-14m）であります。西ふ頭の供用開始にあわせて、暫定水位 300 メートルで整備しておりました航路を、本来の計画水位 350 メートルとするため、しゅんせつを行うものです。次に、地図中央下の③岸壁（-10m）（耐震）であります。大規模地震災害に対応するため既設の花畔ふ頭を改良整備するものであり、平成 22 年度も引き続き本体工と地盤改良などを行うものであります。

以上、国直轄事業として事業費 26 億円、管理者負担分 4 億 8,900 万円となっております。

次に補助事業ですが、地図中央右側の④、⑤になりますが、④物揚場（-2 m）（改良）については、鋼矢板岸壁の老朽化に伴う改良工事を、⑤泊地（-10m）については、所定の水深を確保するためのしゅんせつを、それぞれ 21 年度に引き続き実施するものです。次に、位置図左の⑥廃棄物埋立護岸は、暫定断面で整備しておりました護岸をかさ上げし、完成断面に整備するものです。

以上、補助事業につきましては事業費 2 億 4,800 万円、管理者負担分 1 億 5,800 万円となっており、直轄事業及び補助事業を合わせた事業費合計は 28 億 4,800 万円、管理者負担分は 6 億 4,700 万円となっております。

なお、本件に対する回答につきましては、直轄事業負担金をはじめ従来の概算要求基準を抜本的に見直すなど国の予算編成の方向が不透明で、今後変更となる可能性があることを踏まえ、年末以降に協議のある管理組合来年度当初予算案の動向とあわせて判断してまいりたいと考えております。

次に、平成 21 年第 2 回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る 7 月 27 日に開催されましたので、その概要について報告いたします。議案につきましては、石狩湾新港管理組合監査委員の選任につき同意を求める件が 1 件提出され、提案どおり同意されました。報告事項につきましては、一般職員の給与に関する条例の一部改正について専決処分報告があり承認され、また、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、出資等を行っている法人の経営状況を説明する書類 3 件の報告がありました。

○委員長

「定住自立圏構想の取組について」

○（総務）企画政策室上石主幹

国が進める定住自立圏構想において、北後志 5 町村と圏域形成に向け人口定住のために圏域として必要な生活機能の確保に関して、中心的な役割を担う意思を有することを明らかにするための中心市宣言を 9 月 19 日に行いましたので、報告いたします。今後、中心市宣言書に記載しております連携が想定される取組、生活規模の強化に係る政策分野、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の三つの各分野において、具体的な取組項目や役割分担について協議を進めてまいります。

今年度中には北後志 5 町村と 1 対 1 の定住自立圏形成協定の締結を行い、その後、圏域の将来像や具体的な取組を記した定住自立圏共生ビジョンを策定していくことになっております。

○委員長

「定額給付金等の申請及び給付状況について」

○定額給付金給付事業等実施本部長瀬副参事

今年の 4 月 16 日から開始いたしました定額給付金及び子育て応援特別手当の申請及び給付状況について報告いたします。

10 月 1 日現在で、定額給付金につきましては、給付決定件数 6 万 6,721 件、申請率は 97.9 パーセント、給付済金額としては 20 億 8,613 万 6,000 円となっており、子育て応援特別手当につきましては、給付決定件数 1,277 件、申請率は 99.7 パーセント、給付済金額 4,845 万 6,000 円となっております。

次に、申請されていない方への対応についてであります。これまでも住民登録を基に異動などの調査を行い、新しい住所が判明次第、再度申請書を郵送するなどの対応を行ってまいりましたが、去る 9 月 7 日に返却された分 291 通について、改めて申請書を送付いたしました。また、9 月 24 日には、定額給付金及び子育て応援特別手当の未申請の方 1,537 件について、申請忘れ及び 10 月 16 日で受付を締め切るとの内容の御案内をしたところであります。今週に入りまして、忘れていた、申請済みと思っていた、書類を紛失したというような問い合わせが数十件来ておりまして、郵送や直接来庁の方も含め数十通の申請があり、効果が表れてきたものと考えております。

なお、広報紙や地元 FM ラジオなどを利用した案内も行っておりまして、これらの効果も期待しているところでございます。

いずれにいたしましても、この事業の実施期間は 6 か月間であり、10 月 16 日の金曜日が最終受付日となっております。この日まで申請漏れがないよう努めてまいりたいと考えております。

○委員長

「財政再建推進プラン実施計画の平成 20 年度取組状況について」

○（財政）笹山主幹

財政再建推進プラン実施計画の平成 20 年度における取組状況を報告いたします。

資料の平成 20 年度の主な実施状況等の欄で黒い四角をつけている内容が平成 20 年度の主な実施内容ですので、その部分を中心に報告させていただきます。

まず、1 ページ目ですが、I. 行財政システムの改革、1. 組織・機構の改革と市民協働の推進、（1）組織機能のスリム化・効率化では、①組織・機構の見直しとして、まず部を再編では、後期高齢者医療制度の施行を機に、医療と保険分野の組織を一元化するため、医療保険部を新設しました。また、産業政策をより機能的に運営するため、経済部と港湾部を統合し、産業港湾部としました。さらに、市民生活にかかわる部門を集約し、市民部と環境部を統合して、生活環境部としました。次に、室・課などを再編では、総務部などにおいて室・課などの再編を行い、さらにグループ制の導入では、産業港湾部の水産課などに導入をいたしました。

次に、（2）官民の役割分担の見直しでは、①業務委託の推進として、学校給食オタモイ共同調理場の調理等業務を民間委託したほか、家庭ごみ収集業務の民間委託の拡大などを行うとともに、②指定管理者制度の導入促進として、駅前広場駐車場及び駅横駐車場の指定管理者を更新いたしました。また、③公共施設等の民間移譲として、真栄保育所を民間に移譲しました。

2 ページをお開きください。2. 内部努力の徹底、（1）人件費等の抑制では、①定員管理の適正化として、全会計の職員数を前年度と比較して 86 名を削減いたしました。また、②給与の適正化では、期末手当の削減及び役職加算の凍結を実施したほか、⑦にありますように、平成 20 年度においても退職手当債の借入れを行いました。その他いたしましては、嘱託員報酬及び臨時職員賃金の削減の拡大を行ったほか、議会におきましても、自主削減と

して期末手当の削減及び加算の凍結が実施されております。

次に、3 ページになりますが、(3) 経費の節減では、①委託業務仕様の見直しとして、前年度に引き続き清掃や警備業務等の見直しを行ったほか、④公債費負担の軽減として、高金利の公的資金の借換えを行いました。

また、(4) 新たな歳入の確保では、①広告料収入の確保として、新たに家庭ごみ収集カレンダーに広告掲載を行いました。

4 ページをお開きください。4. 特別会計・企業会計の収支改善では、病院及び水道・下水道事業会計において、記載のとおり公的資金の借換えなどを行いました。

次に、5 ページになりますが、III. 資産・ストックの有効活用の 2. 遊休等資産の有効活用では、稲穂駐車場等を売却し、3. 基金の活用では、財源対策として他会計や特定目的資金基金等から借入れを行いました。

次に、V. その他の 2. 公正の確保と透明性の向上では、②市民意見の聴取制度の整備として、パブリックコメント手続制度を導入いたしました。

6 ページをごらんください。これらの取組の結果、実施及び継続実施している項目数は 58 項目となり、実施率は 90.6 パーセントとなります。

参考としまして、平成 20 年度の取組効果額を記載していますが、前年度決算額と比較いたしますと、一般会計の一般財源ベースで 7 億 5,200 万円の効果となります。

○委員長

「市立小樽図書館北小樽分館の閉館について」

○（教育）図書館長

市立小樽図書館北小樽分館の閉館につきまして報告いたします。

分館は、昭和 47 年に清水会館の 2 階に開設いたしました。開館日についてはこれまで経過がありましたが、平成 16 年度からは土曜、日曜の週 2 日としております。また、18 年度からは、地域のボランティアによる運営を続けておりました。しかし、今年の 3 月に、ボランティアの方から 3 月末をもってやめたいとの申出がありました。そこで 4 月の上旬から再度ボランティアを募集いたしましたが、応募はなく、分館の運営について検討を進めてまいりました。検討の結果、市教委としてはボランティアの確保が困難であることと施設の老朽化もあり、分館は 10 月 31 日土曜日をもって閉館することといたしました。その代替の手だてとして、図書館バスの運行と手宮西小学校に貸出し文庫の充実を図ることで対応してまいります。

代替措置の具体策といたしまして、11 月から豊川郵便局前で第 2、第 4 土曜の午後 1 時半から 2 時半まで、図書館バスうしお号を配置いたします。

また、これまで手宮西小学校の図書室へ貸出し文庫として、図書館から年 1 回 120 冊の児童書を貸出ししていましたが、今後は回数と冊数を増やして、年 3 回 200 冊ずつ貸出しいたします。

この閉館とその代替措置については、町会や手宮西小学校の関係者に説明をし、御理解をいただいたところであります。

○委員長

次に、今定例会に付託された案件について説明を願います。

「議案第 29 号について」

○菊地委員

議案第 29 号小樽市非核港湾条例案について提案趣旨を説明いたします。

本会議で世界の核兵器廃絶に向けた前進的な動きについてはお話ししました。その後においても国連安全保障理事会で、「核兵器のない世界」を目指した条件づくりに安保理として取り組む決意を前文に明記した米国提案の決議が、核保有国を含めて全会一致で採択される歴史的な出来事がありました。鳩山首相が、日本は唯一の被爆国と

して果たすべき道義的責任として、核の連鎖を立ち切る道を選んだと表明し、非核三原則の堅持を改めて誓い、核廃絶の先頭に立つ決意を示しました。また、岡田克也外相は、核兵器持込みなどに関する日米間の四つの密約の調査を命じました。核問題に関する国策が大きく転換する方向の中で、核兵器搭載可能艦の入港は認めないとする小樽市民の意思はそれを大きく後押しするものだと考えます。ぜひ本議案に賛同いただきますよう訴えて提案いたします。

○委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○菊地委員

ただいま報告いただきました案件を中心に幾つか質問していきたいと思います。

◎石狩湾新港における予算要求案について

初めに、石狩湾新港管理組合における予算要求案についてなのですが、説明でも直轄事業への地方負担分については今後の動きもありますというお話をされていたのですが、具体的には、全国知事会でもずっと要請しています地方負担分の取扱いですね。これについては、石狩湾新港管理組合の予算が具体的に審議される中で、小樽市としてどういった意見を上げていこうとしているのか、この点についてお尋ねいたします。

○（総務）企画政策室林主幹

現在、まだ直轄負担金と来年度の予算編成の中身がはっきり示されていない段階ですので、特に現在のところ申し上げておりませんし、出た段階で内容を見て、必要な事項があれば管理組合のほうに意見を申し上げたいと思います。

○菊地委員

新政権の下では、直轄事業についても相当思いきった見直しがされそうなのですが、石狩湾新港の北防波堤の工事費そのものについては、見直される可能性があるのかどうか、そういう動きについてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

北防波堤につきましては、港内の静穏度が国の基準に満たないため、船舶の航行の安全の確保や荷役の安全性の確保の点から、必要な事業ということで実施されている事業でございますので、事業としては継続して行われるというふうに考えておりますし、管理組合としてもそのように要望していくものと考えております。

○菊地委員

管理組合としてはそのように要望していくというお話でしたが、我が党は静穏度の問題も含めて本当に北防波堤の工事が必要なのかどうかということについて、これまで意見を述べてきました。地方自治体の負担分がなくなれば、新たに石狩湾新港の工事を進めていいという問題ではないと思いますので、工事の必要性について、引き続き相当に吟味をして、意見はしっかりと述べさせていただきたいというふうに思います。

◎市立小樽図書館北小樽分館の閉館について

次に、図書館の北小樽分館の閉館の問題でお尋ねしたいのですが、北小樽分館については、この間、関係者の皆さんの努力により継続して開館されてこられたということについては、敬意を表したいと思います。いよいよ限界かなというふうには思うのですが、閉館することについて、近隣の町民の方から「ボランティアを近隣の 11 町会から公募したということなのですが、全市的に求めた結果の閉館だったのか」という御質問も寄せられているのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（教育）図書館長

平成 18 年度に分館にボランティア制度を導入した際に、地域に密着した分館の運営を目指すということで、町会の皆様に御理解をいただいて、この制度を導入した経過があります。今回も分館の近隣の清水、豊川、石山の 3 町会も含めて手宮地区の 11 町会に回覧を依頼し、募集したところですが、全市的な募集は行いませんでした。

○菊地委員

もう一点、市民 1 人当たりの貸出し冊数についてちょっとお尋ねしたいのですが、全道的・全国的な平均から見て、小樽市の今の貸出し冊数はどういった位置にあるのか、お伺いしたいと思います。

○（教育）図書館長

市民 1 人当たりの貸出し冊数ですが、道内の市の平均が 1 人当たり 4.65 冊であるのに対しまして、小樽は 3.37 冊と若干下回っております。

○菊地委員

北小樽分館については一定の努力された結果なので、私は今回閉館はやむなしの思いなのですが、このたび示されました 21 年度の小樽市教育委員会の事務の点検及び評価報告書にも、図書館の利用促進についての御意見もあります。本市は、蘭島から銭函というこの細長い市域ですから、市中心部だけではなくて、それぞれの地域に集いながら図書に親しむ施設というのは、今後必要になってくるのではないかというふうに思うのです。単に北小樽分館の閉館だけではなくて、この先、市立小樽図書館として小樽における図書の普及についての構想・計画がしっかりとあるべきという思いがあるものですから、こういった構想・計画についてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○（教育）図書館長

具体的に分館の新設等は今のところは考えておりませんが、ただ図書館から遠い方々へのサービスということでは図書館バスの運行、このほかに貸出し文庫による図書の貸出しがございます。この貸出し文庫とは、町会やサークル、同好会などの団体へ 100 冊ぐらいまで図書を貸出し、そしてその会員の中で貸出し返却を行っていたという制度でありまして、ぜひ図書館から遠い方々にはこの貸出し文庫を御利用いただきたいと思っております。

○菊地委員

例えば、朝里地域にコミュニティセンターの建設を市民は長い間要求しているのです。今、財政問題もあってなかなか具体化していかないのですけれども、今後、そういうコミュニティセンターなどが建設可能というふうな状況になったときには、その施設内にぜひ図書スペースをつくってほしいという要望も、図書館及び教育委員会としてはしっかりと見据えていただければというふうに思います。最初に閉館の動きが出てから 3 年ちょっとですか。残念な思いはあるのですけれども、また図書の利用方法について、皆さんで英知を絞って臨んでいただきたいと思います。

◎歩くスキーについて

次に、生涯スポーツ課にお伺いしたいのですが、教育委員会の事務の点検及び評価報告書の中で歩くスキーについて 20 年度は中止と報告されていますが、今後、歩くスキーについてはどのようにされようとしているのか、お伺いしていきたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

歩くスキーにつきましては、今年度、参加者が 5 名に満たなかったため、中止ということになったのですけれども、この事業は、市民の体力づくりと歩くスキーの普及ということを目的として開催したものですので、その実施内容について、今後は、私どもとおたる自然の村公社そして小樽スキー連盟で事業内容を再検討して、さらにスポーツの振興、歩くスキーの普及について図っていきたいと考えているところでございます。

○菊地委員

からまつ公園のコースがなかなか整備されないということで、我が党の中島委員が以前質問していたと思うのですが、今後のコース整備についてはどういった見通しなのか、お伺いしてきたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

からまつ公園のコース整備につきましては、圧雪車がなくなったことによりまして、これまで整備できた旭展望台までコース部分が、整備できなくなったということでございます。そのため、スノーモービルを使いまして、今コースを整備している状態でございますけれども、継続して皆さんがお使いいただけるような形での整備を進めてまいりたいと、そのようには考えております。

○菊地委員

◎市営室内水泳プールについて

もう一つ、市営室内水泳プールについてお尋ねしておきたいと思います。

北野議員の代表質問に対して、前期の実施計画に入れるため努力するとの答弁で終わっています。教育委員会の事務の点検と評価報告書の中でも、実施計画の検討を早期に期待するという御意見をいただいています。市民要望が一層強くなっていますから、努力したけれども、だめだったとにならないようしっかりとした展望を示すべきときだと思います。努力するではなく、実施計画に入れますというお答えをいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

これにつきましては、本会議におきましても、教育委員会から答弁させていただいておりますけれども、現在、前期実施計画を策定中でありまして、その中で教育委員会といたしましても、この前期実施計画に位置づけられるよう市長部局と協議してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○菊地委員

努力と協議というのは、違うのですか。

○教育部長

平成 18 年だったと思いますけれども、教育委員会のほうから市長部局に総合計画への位置づけと、それから早期に建設をお願いしたいということで要望を出しております。繰り返しになりますけれども、前期実施計画が今策定作業中でありまして、教育委員会のスタンスとしては、当然その要望書を出している内容で進めております。ただ、今現在策定中の中で、教育委員会の立場で実施計画にのせるとは、これは言えないわけですから、教育委員会としては、前向きにその策定協議の中で意見反映していきたいというふうに思います。

○菊地委員

策定の最終責任者は市長です。市長がよしよかったと言わなければならないわけです。この間プール建設を求める関係者の方々も、教育委員会には相当いろいろ交渉もしましたと。あとは市長交渉を残すのみだというふうな意気込みですので、ぜひ教育委員会にはその方向で頑張っていただきたいというふうに思います。

◎文学館の企画展について

次に、私は、この教育委員会の事務の点検及び評価報告書の中で、文学館の取組を見て相当頑張っているというふうに評価しています。最近、文学館を本当に訪れるのが楽しみなくらい新企画がどんどん行われています。大変楽しい経験もさせていただいているのですが、この報告書に示されている 20 年度の取組の中で一番人気はどういうものだったのかについて、お尋ねしておきたいと思います。

○（教育）文学館副館長

20 年度の特展企画展の中で、1 日当たり 80 人と一番たくさん入ったのは、6 月、7 月に行った榎本武揚で歴史小説展だったのですが、10 月、11 月に行いました「小樽ちまちま文豪展」という人形の展示は、この時期としてはトータルで 2,700 人と、ちょっと前例がないほど大きな反響があって、非常に喜ばれた展覧会になったと

思っております。

○菊地委員

「小樽ちまちま文豪展」は、残念ながら見错过了のですが、その後訪れた文学館で、たしか伊藤整の人形だとか、それから小林多喜二の人形がまだ展示されていたものですから、大変感動的に見せていただきました。このちまちま人形の本も出版されていて、玉川副館長が後書きに書かれていた文章も大変興味深く、感心して読ませていただいたのですが、こうした取組についてどのように文学館としては決めているのか、そのことについてお尋ねしていきたいと思います。

○（教育）文学館副館長

文学館では、従来の文学展のほかに、喫茶店だとか古本屋だとか、そういうまちの中で会話が発展する場所というようなものを心がけて取り上げたりしているのですが、そういう企画とか、文学館全体のまず雰囲気とかを go らんになって、館外からもいろんな御提案、お考えをいただくこともあります。それは館内、館外問わずそういう提案も積極的に検討いたしまして、将来いろんな展開につながるというふうを考えられれば、それを例え地味なものでもどんどん取り上げていきたいというふうには思っております。

○菊地委員

そういう館外の方の意見も積極的に取り入れているという姿勢が、今の文学館の人気につながっているというふうに思うのですが、昨年から始まった小林多喜二文学散歩ツアーの検証と、それから今後の展望について、わかりましたらお知らせいただきたいと思います。

○（教育）文学館副館長

昨年度より J T B 小樽支店からこの提案をいただきまして、冬の小樽観光の一つとしまして、従来あまりなかったことなのですが、小林多喜二文学散歩というのを 1 か月に 1 回実施いたしました。最初、参加人員が足りなくて中止になったときもあったのですが、冬の文学散歩という我々もあまりやったことはなかったのですが、目新しさが非常に大勢の方の好評を得たというふうに思っております。それを受けて今年度は J T B 北海道のほうの企画として、全国を対象にして参加者を募って、やはり冬の文学散歩として小林多喜二を中心にしたものなのですが、その実施が決まっております。

○菊地委員

小樽観光の目玉として発展していただければいいというふうに思います。今後も文学館の取組の御努力をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

◎奨学金制度について

一般質問で小樽市の奨学金制度についてずっとお尋ねしていたのですが、一定の時期に検討もというお話だったのですが、それについて私は、一般財源をきちんと奨学金基金に投入しながら、勉学を志す人を応援していただきたいというふうにも考えているのですが、そういうことも含めて検討すると理解してよろしかったでしょうか。

○（教育）学校教育課長

小樽市の奨学金制度につきましては、市民の方々の善意により立ち上がり、そして支えられてきた事業です。昨今、預金利率の状況や寄附の状況などから、厳しい運営が続いているのですが、この市民の方々の善意を引き続き奨学金という形で生かしていきたいと思っております。

ただ一方、今、政府において高校の授業料の無償化について議論されておりますので、それも見極めながら、今後の小樽市の奨学金のあり方について検討していく必要はあると考えております。

○教育部長

御承知のとおり、一般財源という場合、税金を使うということになるわけです。それで、言うまでもなく市町村の教育の基本というのは、小中学校が市町村の守備範囲だろうというふうに思っております。今、課長から答弁い

たしましたとおり、市民の皆さんの善意で高校生に対する奨学金制度はやっておりますけれども、制度としてやはり高校生に対する支援あるいは授業料の問題というのは、一義的には学校設置者である北海道が負うべきものでありますし、また、本来、国の制度で負うべきものだというふうに考えております。

○菊地委員

そうなのですが、勉強していくその教育環境を生活面でも支えるための環境整備のためには、授業料だけ無償にしてもなかなか進まないという一面もあると思うのです。それに対して小樽市民である高校生を小樽市としてどのようにサポートするか、それは小樽市奨学金の目指す目的ではないのかというふうに思うのです。今度、道議会第 3 回定例会に基金の創設が提案されたと思うのですが、これが今後どうなっていくのかということもありますけれども、これについても税金を投入しての取組ですよ。だから、税金を投入することが必ずしも悪いことではないと思いますし、国も道もやっていることだから、小樽市としても奨学金基金に市民の税金を積みながら、未来の小樽市を支えてくれるであろう子供たちのために運用していくことは悪いことではないと思うのですが、そういう考えではいかがでしょうか。

○教育部長

一般論として税金を使うことが悪いと言っているのではなくて、基本的にやはりそれぞれの守備範囲といいますか、市町村は義務教育に責任を持つ、公立高校であればそれは道教委が責任を持つという、そういう大きな仕切りとして私どもも対応していくというか、責任を持っていくという部分はあろうかと思っております。それとまた、確かに高校生であっても、授業料ですとか、そういった部分だけではなくて、いろんな生活、これは小学生も中学生も皆同じですけれども。ただ、私ども教育委員会として対応するのは、一般的な生活支援という、そういった立場ではございません。やっぱり教育という問題が一つの教育委員会としての守備範囲。ですから、現行のこの奨学金条例の中でも、学資に対して支援をするという、そういう仕切りでやっておりますので、ちょっと教育委員会の立場で生活全般について支援をするという、そういう位置づけで奨学金制度は見えておりません。

○菊地委員

私を知りたかったのは、将来について制度のあり方について検討しなければいけない時期が来ると、部長は繰り返しおっしゃっていますよね。違いますか。私のとらえ方が間違っていますか。その検討するという中に、基金が枯渇していく時期が来ると考えてのことなのか、そのときにあり方について検討しなければいけないというその中身が、一般財源を投入することもあり得るという、その可能性について言及しているのかどうか。

○教育部長

その部分になりますと、予算措置のことも含めて相当政策的な判断が求められることになるだろうと思っております。ただ、今、私ども教育委員会が所管しているこの奨学金制度ということで申し上げますれば、繰り返しになりますけれども、市民の皆さんの善意で成り立っている制度だと。御承知のとおり、ここ十数年と言っていると思いますが、金利も大変厳しい状況になっている。それから、経済状況も市民の皆さんも苦しい状況の中で、年間平均しますと、その年によってばらつきはありますが、定期的に御寄附をいただいているのは四、五十万円くらいになります。その中で総額二千数百万円という基金を持っていますけれども、利息というのは、たしか年間十数万円しかつきませんので、そういった中では先ほど申し上げましたように、国の高校生の授業料の問題も見据えながら検討していく必要があるだろうというふうに思っております。

○菊地委員

わかりました。確かに国の高校の授業料免除といった動向もありますから、奨学金のあり方がどうなるのかということについては、私どももその都度意見を言わせていただきたいというふうに思います。

◎公契約について

次に、公契約についてちょっとお尋ねしたいのですが、最近の新聞で、千葉県野田市が全国初の公契約条例を可

決したというふうに報道がされていたのですね。市が発注するような公共事業について、その入札に参加した業者が、市長が定める最低賃金をしっかり保障するというような、そういうことをうたった公契約条例を可決されたというふうに報道されていたのですが、野田市では 1 億円以上の公共工事、それから 1,000 万円以上の業務委託契約というふうにしているようです。

ちなみに、小樽市の 1 億円以上の公共工事あるいは 1,000 万円以上の業務委託契約、これらはそれぞれどのくらいあるのか、お尋ねしたいと思います。

○（財政）契約管財課長

契約管財課では、工事 500 万円以上のものを発注してございますけれども、平成 21 年度は 8 月末現在で 31 件の工事を発注しております。そのうち 1 億円以上の工事につきましては、公営住宅建替え工事オタモイ住宅 3 号棟、これ 1 件でございます。また、業務委託契約につきましては、これも同じく 8 月末までに延べ 298 施設で清掃、機械警備、保守点検などを委託してございますけれども、そのうち 1,000 万円以上のものにつきましては、市本庁舎の清掃業務 1 件でございます。

○菊地委員

この条例の目的の一つである官制ワーキングプアをなくしていくという意味でも、こうした公契約が必要ではないかということで、全国的に波及していくのではないかとといった見方もあります。昨年、参議院に民主党が公契約に関する法案を提出したと聞きました。不確かなのですが、新聞記事に載っていたような気がするのですが、その件については、御承知でしょうか。

○（財政）契約管財課長

ただいまの件については確認をしてございませんので、後ほど確認をした後、お知らせをいたしたいと思います。

○菊地委員

全国的に広まっていくのではないかとということと、もしかしたら国としてもそういう方向に行くのではないかとというような動きもある中で、小樽市としてもこういった公契約の条例制定について、今後検討する考えがあるのかどうかについて、お伺いしておきたいと思います。

○（財政）契約管財課長

公契約条例制定に向けた考え方ということでございますけれども、1946 年 6 月に I L O において採択された条約第 94 号では、公の機関を一方の契約更新する契約、いわゆる公契約ですけれども、これにおいては団体協約又は国内の法令などによって定められたものよりも有利な労働条件の条項を、その契約の中に入れることなどを規定してございます。しかし、国におきましては、労働条件については、労働基準法や最低賃金法など関係法令を整備して、賃金での労働条件について個々の労使当事者間で自主的に取り決められており、政府がこれに介入することは適当ではないとして、現時点でこの条約第 94 号を批准はしておりません。自治体において公契約条例を制定とした場合、これら国際法と整合性を図られるかといった問題もあります。条例制定に当たっては関係法令の整備が前提となるものと考えておりますけれども、今回、野田市が条例を制定したという動きもありますので、今後、国の動きや野田市の事例など情報を収集してまいりたいと考えております。

○菊地委員

◎核搭載可能艦の小樽入港について

最後に、総務部に 1 点お伺いしたいと思うのですが、核搭載可能艦の小樽港入港ですね。これまで小樽港に核搭載可能艦がバース使用の手配を要請されてきたときには、アメリカ総領事館への核の搭載の部分について問い合わせしていました。事前協議の対象になっていないので、核搭載なしとのお答えをいつもいただいているのですけれども、先ほど非核港湾条例案の提案説明のときにも話しましたが、核密約の存在が改めてクローズアップされていますし、岡田外相が調査を命じました。いずれ明らかになってくると思うのですけれども、事前協議の対象

になっていないと、そういうふうには明らかになったときには、今後どういった対応をされるつもりなのか、お尋ねしておきたいと思います。

○総務部長

今の御質問にありましたとおり、外航艦船の入港について、小樽市的には平成 9 年でしたか、空母が入って以降、三つの基本的な考え方をもってこれまで判断してきております。御指摘にありましたとおり、港の安全性だとか商業港の部分と別にして核搭載の部分というのは、外務省若しくはアメリカ総領事館、こちらに確認をして一定の判断をしています。この基本的な考え方というのは、今の枠組みの中ではそのままだろうと私は思っています。ただ、問題は、今の御質問にありましたように外務省が新たな密約関係の調査チームをつくって検討しているようですから、その結果というのは出てくるだろうと思います。物の考え方が変わってくれば、我々もそれを十分受け止めて検討しなければなりませんけれども、基本的には小樽市側の受止めの姿勢としては、今の三原則の中で確認ができれば、それはそれで従前と変わらず行けるのかなという気がしている。ただ、大きく変わる部分があれば、それを十分見ながら、また検討する必要があるというふうには思います。

○菊地委員

11 月末ぐらいまでには一定の調査内容が明らかになるようだという日程でやっているようなのですが、11 月の末に明らかになるという保証もないですね。大体年明け 2 月ぐらいには、来年も来樽する可能性が大ですから、その時点で方向性が明らかになっていれば、また別なのですが、疑惑のまま進んでいるうちには、明らかになるまでの間、核搭載可能艦の入港については、きっぱり拒否をしていくという態度も必要ではないかというふうに思うのですが、その辺についてはいかがですか。

○総務部長

基本的な考えというのは、先ほど答弁したとおりなのですが、一つは先般、高知県のほうで外務省の問い合わせをしたときに、従前と違う形での回答、つまり核搭載艦ではないという、そういう回答をしたという報道が出ている。ですから、外務省側の回答自体が従前と変わってきているという、そういう状況もありますので、それらも十分踏まえて判断していかなければいけないのかなというふうには思います。

○菊地委員

終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○山田委員

それでは、私のほうから財政再建推進プランの実施計画取組状況の中から何点かお聞きいたします。

◎財政再建推進プランの取組状況について

まず、この取組状況で平成 20 年度の主な実施状況等としてのっておりますが、その内容についてどういうふうになったのか、最初にお聞きしたいと思います。

○（財政）笹山主幹

項目の中で新たに 20 年度に取り組んだものとしたしましては、5 ページの V. その他の「2. 公正の確保と透明性の向上」にあります「②市民意見の聴取制度の整備」として、パブリックコメント手続制度を 20 年 4 月 1 日から要綱により導入しております。内容としましては、市が基本的な計画などを策定する際に、その案の内容を公表して、市民の皆さんからの御意見を募集し、寄せられた御意見を考慮して、計画などの決定に当たり検討していくための手続を定めたものであり、平成 20 年度の実績としては 13 件となっております。

○山田委員

20 年度は、ある程度これが目玉といえば目玉になったと思います。財政再建プランの実施率も 90.6 パーセントということで、大変に御努力していると思います。あとできれば 100 パーセントにするために、残りの 6 項目について現在、どういうふうな取組をしているのか、なぜ難しいのか、説明できる範囲でお示し願いたいと思います。

○（財政）笹山主幹

20 年度に、いまだ検討中のものとしまして、まず 3 ページ、「（２）事務事業の見直し」の中の「⑨福利厚生会の統合」でございます。これにつきましては、現在、福利厚生会は、小樽市、市立小樽病院、消防本部及び水道局に四つございますけれども、以前から統合に向けて協議は進めていたところですが、まず本年中に小樽市の福利厚生会、それから市立小樽病院の福利厚生会の統合の実現に向け、検討しているところでありまして、消防本部と水道局の統合についても、引き続き検討をしまいたいと思っています。

それから、3 ページの一番下に「③有償サービスの創出」というものもございます。これは博物館、美術館などにあります古書とか古い地図などを有償で貸し出すということ、当初、想定して検討してきた経過もございますけれども、管理面に問題があるということで、実施に至っておりません。対象となる品目などについても改めて検討して、今後の実現に向けて検討をしまいたいと思っています。

それから 4 ページ目、「３．事業の厳選等」の「（１）事業評価システムの確立」、「①事業評価システムの充実」についてですが、これは現在策定中の総合計画の実施計画を策定していく中で、事業評価システムなどの構築も含めて、22 年度の実施を目標に検討中でございます。

それから、同じページの「Ⅱ．公平で適正な負担のあり方」、「１．行政サービスの範囲と負担の見直し」の「②原価算入方式導入の検討」でございますけれども、使用料等につきましては 4 年ごとの改定をルール化して実施しており、料金の設定については、主に道内他都市の平均を参考としています。原価方式については、原価をどこまで使用料・手数料に転嫁して、市民の皆さんに負担していただくのか、例えば、福祉の関連施設など一定の配慮が必要になってくるものなどもありますので、その辺のルールの決め方について検討しているものであります。

それから、4 ページの一番下にございます「３．減免制度の見直し」、「②入湯課税免除の見直し」ですが、対象となります温泉事業者と見直しについて再三協議を続けているところではありますが、昨今の経済情勢の悪化もありまして、なかなか理解が得られておりませんけれども、今後とも引き続き交渉を続けてまいりたいと考えております。

それから、6 ページの「３．行政サービスの向上」の「④コンビニ納付の検討」という項目がございますが、これにつきましてはコンビニエンスストアに支払います手数料等のコストがありまして、これを考慮しますと、その効果を考えた場合なかなか導入するのは難しいということで、他都市の例を見ながら今後とも引き続き検討しているところであります。

○山田委員

実施率をより 100 パーセントに近づけるようにしていただきたいと思います。ただ、私も今のお話を聞いて 最後のコンビニの納付については、コンビニへの手数料等もありますが、やはり市民の利便性を考えると、ある程度必要な部分があるのかなと思いますので、またこの点については努力していただきたいと思います。

◎企業会計から一般会計への貸付金について

次に、今回、財政再建プランの中でも、私は 2 点についてまた不安になる部分があります。一つは、いくつかの企業会計から借りている借入金の問題です。借入金額と債務の償還にかかわる経過等、どのような企業会計から総額で幾ら借りているのか。また、その償還年数なども含めてお示し願いたいと思います。

○（財政）財政課長

一般会計が他会計から借入金を借ります。平成 20 年度末現在で、残額としては 36 億 9,500 万円ということで、

借入金額は、直近では、18 年度は 7 億 8,000 万円、19 年度は 8 億 6,500 万円、20 年度は 10 億 8,000 万円を借入れました。これは御承知のとおり、財源対策として収支均衡予算を編成するために行ったものでございます。今後の財政健全化計画等で、こういった借入を 24 年度まで予定しております。この件につきましては、本会議でも申し上げたところでございますけれども、やむを得ない財源対策ということで、通常の姿とは思っておりませんので、今後も健全な財政構造を目指して、努力してまいりたいというふうに考えております。

○山田委員

特に健全な財政運営をする意味では、やはり他会計から借入の部分も今後は減らしていくような方向も必要と思います。

◎退職手当債について

もう一点気になっているのは、退職手当債であります。これも総額と毎年の償還額がどのようになるのかについて、お教え願いたいと思います。

○（財政）財政課長

退職手当の額でございますけれども、退職手当は 18 年度に約 10 億 8,000 万円、19 年度に約 14 億 5,000 万円、20 年度に約 15 億 1,000 万円の手当を支出しております。退職手当債としては、先ほどの実施計画の取組状況に書いていましたけれども、18 年度で 4 億 4,400 万円、19 年度で 8 億 5,400 万円、20 年度で 5 億 2,500 万円という形で退職手当債を借りています。この償還についてのお尋ねでございますけれども、大体これは縁故債ということで、銀行のほうから借りていまして、償還が 10 年で、利息が縁故債ということで政府資金よりもちょっと高い。それで、できればこれを抑えて借りたいのですけれども、年度末の財源対策ということで借りておりますので、ある程度はやむを得ないのでございますが、将来の負担の適正化、将来の負担をなるべく後の世代に残さないという観点から、ここら辺につきましても、今後考えていかなければならない問題と考えております。

○山田委員

ぜひ将来にそういうような不安を残さないような取組をしていただきたいと思います。

それでは、質問を変えさせていただきます。

平成 21 年度教育委員会の事務の点検及び評価報告書から何点かお聞きいたします。

◎学校支援ボランティアについて

まず、この点検評価の項目、「【5】信頼にこたえる学校づくり」からお聞きいたします。現在、新規にいろいろな活動をされておりますが、この中でもどのような方々が学校支援ボランティアとして各学校において活躍されているのか、まずその点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）指導室主幹

ただいまの御質問でございますが、外部人材の活用としまして、美術館や博物館の学芸員が来ておりますし、また保健所の保健師、消防本部の消防士などの職員なども、総合的な学習及び特別活動等の講師として活用しているところでございます。

○山田委員

道外では、結構で特色ある取組を行っている団体があると聞きますが、押さえていけば、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）指導室主幹

ただいまの学校支援ボランティアですけれども、学校支援ガイドに基づいて、登下校のパトロールや講演会等、またいろいろな住民のボランティアとして諸活動に取り組んでいただいているところでございますし、さまざまなクラブや団体による外部のボランティアによる取組も進められているところでございます。

○山田委員

学校支援ガイドを作成されていると思いますが、それは町会、また P T A などに周知のことだと思いますが、こういった活動をしている団体や個人の方々がいるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）指導室長

学校支援ガイドについては、官公庁のメニューもあるのですが、そのほかに目の不自由な方が盲導犬とともに参加して理解を深めることを目的とした福祉の授業や、そのほかにもブドウ栽培などいろいろあるところがございます。

○山田委員

ちょっと手前みその話にはなりますが、例えば、ロータリークラブの取組や活動に関する資料もあるのですが、こういったものについては学校に案内をしているのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

それぞれの学校に配布されていると思うのですが、今説明いたしましたように、いろいろな授業で積極的に活用していきたいと思っております。

○山田委員

ちょっと私の質問の仕方が悪いのかもしれませんが、これは管内の小中学校への出前授業の実施と職業体験の参加の呼びかけということで、ロータリークラブの各会員の名簿をインターネットで案内したかどうかということをお聞きしたかったのです。それで、先ほどの横田委員のパソコン整備の御質問にも関連するのですが、こうした通信媒体を通じて寄せられた情報に関しては、どのような取扱い、整理されているのかについて、お聞かせ願いたいと思います。

○教育長

各種の団体ですとか、いろんな方面からボランティア活動をしたいという申出が、教育委員会にあった場合には、私どもとして、校長会議、教頭会議を通じて、その学校に一番適しているボランティアを紹介するのでございますけれども、いろいろな団体がありまして、直接、学校に入る団体もあり、私たちがすべてを押さえていないものですから、その場合、学校の校長や教頭のニーズによって活用していただいているというのが現状でございます。ですから、できましたら私どももその情報を知りたいというふうに思っています。

また、インターネットを活用したいろいろな P R でございますけれども、今至る所にインターネットのサイトがあり閲覧できるので、うまくそこをクリックできればいいのですが、飛ばして次のサイトに行きますと意外と忘れますので、インターネットも活用しながら紙ベースの情報もあわせて御案内いただければ、間違いなくそれぞれの学校で活用していただけるのではないかと考えているところです。

○山田委員

迷惑メールとして削除されるかもしれませんので、その部分は書面でやってみたいと思います。ロータリークラブもそういった職業倫理に関する奉仕の団体ですので、各学校においては、そのような活用も含めてやっていただきたいと思います。

この項目、例えば「【5】信頼に応える学校づくり」、こういうようなくくりもあると思いますが、実際に「【8】学習成果の社会の活用促進」、また、「【4】社会の変化に対応した教育の推進」にもかかわると思いますが、くくri的にはボランティアで構いませんが、総体的に連携することになるものだと思いますので、その点についてお考えをお示し願いたいと思います。

○教育部長

本会議の代表質問にもございましたが、各学校の取組に対して、今単に個人だけではなくて、今委員がおっしゃるようにロータリークラブなどの社会関係団体が団体として学校に何かお手伝いできないかという、そういった申

出も大変増えてきているというふうに思っております。ただ、今の御提言にも関連するのですけれども、どういったメニューがあるのか、あるいは学校のほうではどんなニーズがあるのかですとか、なかなかその辺の情報の伝達とマッチングといいますか、そういった部分が難しいところがあるのかなと思っております。それで、地域的には学校支援ボランティア本部というの、一つのそのマッチングなり情報伝達のあり方ですけれども、もう少し広い意味でのいろんな社会貢献団体との情報交換ですとか、そういった部分についても、今後拡大をしていかなければならないだろうと思っております。

ただ、その場合、なかなか直接に学校へ情報が提供されても、今、教育長からも答弁をいたしましたけれども、届いていくのか届いていかないのか、いま一つはっきりしない部分があるものですから、間にと言ったらおかしいのですけれども、教育委員会のほうにその辺の情報なりをお寄せいただき、その情報を教育委員会がとりまとめる、そんな形で情報の活用を図っていかなければならないのかなというふうに思っております。

○山田委員

まず、どのようなメニューがあるのかわからなければ、やはり各学校でも取組のしようがないということは、よくわかりました。

それではこの学校支援ガイドについては、ジャンルのある程度子供たちに取組できる項目などをどのような方法、過程で作成するのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）指導室長

まず、まとめる際に、これまで各学校で行われていた外部人材の活用というのがありまして、それを羅列的に並べまして、そしてそれぞれ総合的な学習など各教科の分類領域に分けまして、それぞれの教科でどういうものが見えるか、又は総合的な学習の時間でどういうものが見えるか、そういう分類の仕方等、それから活用。例えばアイマスク体験をやりたいといった場合については、どういうところに紹介をすればよいかというような領域に分けて、またそれを羅列してつくり上げていたり、各関係団体につきましては、それについてこういうのを作成するのですけれども、その趣旨に御賛同いただいて、載せていただいてもよろしいでしょうかということで、すべて了解をとって作成をしたということになっています。

○山田委員

はい、わかりました。そのガイドでも、年々人がまた変わると思います。できれば、やはり近々に年度ごとに新しい情報を加えて町会などに周知していただければ、よりよい学校づくりができるのではないかと私も思っております。ぜひその方向で推進するようお願いをいたします。

◎室内水泳プールの建設について

次に、プールの陳情に関連して伺います。これまでにプールに関する陳情が八百何件でしたか、ありました。この市民プール整備事業、その認識についてまずお聞きしたいと思います。室内水泳プールについては、改めてその新設が強く望まれていることも痛感しております。これまでの室内水泳プールは、駅前第3ビルの老朽化、また水回りの腐食、耐震構造がなされていないなど多くの問題があって、駅前第3ビル周辺の再開発により解体になったと記憶しております。

最初に、駅前第3ビルにありました室内水泳プールの規模、何コースあったのか、何メートル級であったのか、ほかに代替施設があったのかなどについてお教え願いたいと思います。

○（教育）吉井主幹

駅前にあった室内水泳プールは25メートル、7コースのプールでございました。プール面積につきましては約1,400平方メートルでございました。ただ、雑居ビルの一部が変則的なつくりになっていたこともございまして、もし新しいプールを建設するとすれば、最低でも1,500平方メートルぐらいは必要になると考えられます。

○山田委員

そうですね。1,400 平方メートルで、現在建てるとやはり 1,500 平方メートルぐらいは要ということで押さえていただきます。

また、仮に同程度のプールを建設すると、予算規模としてはどれぐらいの額が必要になるのか、お教え願いたいと思います。

○（教育）吉井主幹

プール建設費につきましては、直近の例といたしまして、平成 20 年 12 月にオープンしました北斗市のプールが 25 メートル、8 コースの規模で約 7 億 1,400 万円程度と聞いております。

○山田委員

そうですね。私ごとですが、現在、駅前にあった室内水泳プールには、私も子供たちと一緒に遊びに行ったことを思い出します。今回、第 6 次小樽市総合計画の 43 ページに、「新市民プール整備事業」と位置づけられております。このことから、早期にはと言いませんが、建設するというスタンスに基づいてこの項目をのせているのだと思います。今回の陳情者においても、早期の建設着手を望むとあります。現在、事務レベルで協議が行われていると思いますが、本市財政部や企画政策室そして教育委員会では、いつごろから具体的な話合いがなされるのか、聞かせていただけるお話がありましたらお願いいたします。

○教育部長

先ほどの菊地委員に対する御答弁とも重複してしまうのですが、まずは基本的には、今、策定作業中の前期の実施計画の中でどういうふうに位置づけるのか、また位置づけられるのか、そこが一つの大きなポイントになるだろうというふうになっております。また、本会議でも市長から答弁をしておりますが、財政的な関係でどういった財政計画の中に位置づけられていくのかということも、その中では大変大きな問題になるだろうというふうにも思っております。ただ、いずれにいたしましても、教育委員会としては、この総合計画の中に位置づけられているわけですから、公共の水泳プールとしてどういう規模が必要なのか、また場所的にはどういったところがいいのかなどについて、水泳の関係団体等の意見も聞きながら作業を進めてまいりたいというふうに思っております。

○山田委員

場所の話もありましたが、今、本市の財政が苦しいということは、我々も承知しております。市長からも本会議で財政状況が好転したらこの問題には取り組むという答弁がありました。今回の陳情者の願意は、中心市街地に通年使用のできる標準公認のプールを望むとあります。教育委員会においては、今後、学校適正配置後の跡地の利用など、場所の想定といったいろいろと難しい問題もあると思います。この点について、場所、民間地、市有地、一体市の中心部に建設することができるのか、そこら辺について予測でもいいですし、教育委員会の思いでもお聞かせ願えればと思います。

○教育部長

先ほども答弁いたしましたが、駅前にあった室内水泳プールの建物としての面積が約 1,400 平方メートルというふうに申し上げました。それで、単体で建てるとしますと、周りの土地ですとか駐車スペースですとか、そういった部分を含めて当然考えなければならないと思っていますので、千五、六百平方メートルではちょっと難しいだろうと。二、三千平方メートルの規模をやっぱり考えなければならない。そうした場合に、建設費のことは考えないとしても、中心部で 2,000 平方メートル、3,000 平方メートルという空き地を求めるというのは、やはり相当大変な作業だというふうに思っています。まずは当然実地設計をやるにしても、基本設計やるにしても、場所ということもあるわけですから、繰り返しになりますけれども、今後の協議の中で、まずはどういった建設場所が適当なのかという議論を先行しながら進めていかなければならないだろうというふうには思っております。

○山田委員

本当に何度も申しますが、財政状況が好転したらすぐ着手する、そういう意味ではなくて、前もってある程度、こういう規模のプールを想定していますよ、それぐらいは言っていただき市民に対して夢を与えていただきたい。こういう思いで、今回このプールについての質問をさせていただきました。なるべく早く中心市街地に、本当に難しい問題だと思います。早期に標準仕様のプールの着手をお願いして、私の質問は終わります。

○横田委員

◎学校のインターネットの回線整備について

昨日まで予算特別委員会でも質問しましたが、重ねてお尋ねをいたしますが、小中学校のコンピュータのインターネットの回線の話ですが、回線スピードが遅いということで、教育委員会も同様ということでありました。それでネットワークの関係で稲穂小学校のサーバーを経由しているというお話もお聞きしました。当初は、有害サイトを閲覧できないようにフィルタリングするためという理由だったそうですが、それをやるとさらに遅くなるので、今はしていないという答弁でしたが、この稲穂小学校のサーバーのランニングコストは、幾らぐらいなのでしょう

○（教育）総務管理課長

稲穂小学校のサーバーに関する経費でございますけれども、まず機器のリース料として 6 年のリース契約であり、リース料は月額約 4 万 8,000 円程度。それから、設備の保守委託料といたしまして、不調があったときに随時点検に行くとか、それから不具合がなくても毎月点検報告をきちんとした上で出すと、そういったような契約であり、その保守料は月額 5 万 2,000 円でございますので、合わせて月額約 10 万円が稲穂小学校のサーバーにかかっているというふうに御理解いただければいいかと思います。

○横田委員

それで、ちょっと繰り返しの質問になりますけれども、稲穂小学校にサーバーを置いているわけですが、その必要性というか、どういうことをやっているのかももう一度お願いいたします。

○（教育）総務管理課長

まず、個別に接続するのではなくグループ化することによりまして、学校のインターネットが外部から不正アクセスの影響を受けないといったような利点が多いものというふうに考えております。

それから、情報の共有化を図るということで、市役所の市内 LAN で行っている共有ファイルのように、各学校の例えば備品台帳を共有ファイルに載せまして、それぞれの学校でそれを見ることができますので、このような学校間の情報の共有化により、余っている物品のやりとりなどが可能になっているということもございます。

それから、停電時のデータの保存の部分につきましても全部この部分でやっておりますので、ばらばらの学校でやるよりも、1 か所でやるほうが効率的であるという部分もございます。

○横田委員

最初がどういうふうにされてそういうふうになったのか、業者といろいろ調整をされたのでしょうか、月 10 万円のメンテナンス料で、年間 120 万円ですね。今、おっしゃられた説明では市長部局で導入しているサイボウズのようなグループウェアを取り入れているということなのでしょう。それで、昨日も質問しましたが、私もインターネットで確認をしたところ、この契約金額よりさらに安い金額でサーバーの運用は可能です。例えば、レンタルサーバを借りて、レンタルサーバといいますのは大企業が運営しているサーバーですから、システムダウンやセキュリティなど安全面も一般的なものより、さらに上回っている面もあり、しかも導入金額は、安いというような感じがいたしました。ですから、すぐ業者をどうしろということではなくて、より早く、より安全、より快適な通信環境を確保するための検討をされているのか、あるいはこれから検討しなければならないと思いますけれども、

そういったところをどの部局がやるのか、そういった将来を見据えた通信環境、通信インフラの整備充実をどうするかということについて、現状どのようにお考えなのかお聞かせください。

○（教育）総務管理課長

私どものほうでも、今、横田委員から御指摘をいただきました点につきましては重々承知しております。それでも、今年は御承知のとおりコンピュータをまず新しくするという、それでもかなり早くなるのではないかと、いうふうに思っておりますので、まずその部分やってみまして、様子を見まして、それからさらにインターネットの技術も日進月歩だということはよく存じておりますので、そのあたりにつきましてもどういうふうな形がいいのか、引き続き考えてまいりたいと思っております。

○横田委員

確かに、最新のウィンドウズ7などOSなり、あるいはマシンの性能がよくなればもちろん速くなるでしょうけれども、通信回線が細ければ、どんなすばらしいコンピュータも、これは限度があるというのは私が言うまでもないですが、昨日ちょっと学校の状況を見せてもらったら、コンピュータ室というのがありまして、そこに富士通のノートパソコンでCPUがCeleronの2ギガバイトぐらいで、メモリが256メガバイトぐらいの機械が10台ありまして、LANはコンピュータ室まではたぶん有線でケーブルが来ているのでしょうけれども、黒板の上に無線LANのアンテナがあり、マシンには54Mbpsぐらいの無線カードを挿していましたので、その程度の伝送速度かなと思います。たぶんもっと減衰しているのだと思います。なぜ無線LANにしたのかはよくわかりません。教室内を移動して使うからなのかどうかはよくわかりませんが、たぶん有線のほうがもっと速い速度を確保できるというのが一つ。それから、ルータまでは見ていませんが、より高性能のルータを使えば、もっと回線が速くなるというのは当たり前のことだと思うのですよね。具体的に学校でどのようなLANのシステムを使っているのかは、確認できませんでしたが。それから、昨日もちょっと言いましたが、特に光回線の場合は、個々のマシンのチューンナップをするだけでも相当違います。議会中継のために導入したサーバーは、最初に光回線につないだときに、回線の速度10Mbps弱でしたが、チューンナップをしたら簡易測定ですからどこまで正確かはわかりませんが、今は下りで70Mbps、上りで84Mbpsになっており、そのぐらいまで飛躍的に改善するのですね。学校では、回線速度が遅い遅いと言われていますが、このようなチューンナップをやっておられるのか、その辺はどうでしょうか。

○（教育）総務管理課長

今のお話でございますけれども、新たに導入する予定のコンピュータにつきましては、CeleronからCore2Duoで2.5ギガバイトないし3ギガバイトのものに改善されます。それから、周辺機器の部分で学校内の配線を一部いじる部分もございますので、その辺も抜本的な改善には至らないかもしれませんが、少しでも速くできるようにしてまいりたいと思っております。

また、今回の予算につきましては、パソコンの更新料でございますけれども、ネットワークその他の部分については、さらに改善の余地はあるというふうに思っておりますので、研究してまいりたいというふうに思っております。

○横田委員

学校におけるインターネットの回線整備にどのぐらいかかるのか、ちょっとよくわかりませんが、来年度の当初予算で予算措置をお願いするような格好にはなっているのですか。

○（教育）総務管理課長

その点につきましては先ほども申し上げましたが、まず今年度、パソコンの新規購入と周辺機器の部分の予算がございますので、それを導入してみまして、その後の状況を見てからさらに進めてまいりたいと思っておりますので、まだ来年度に予算措置をするということまでは至っておりません。

○横田委員

大事なことなので、今はつながっているから、特にお金を突っ込まなくてもいいと思うかもしれませんが、やはりいろんな面で、昨日の話ではないけれども、本当にメールが来るまで 2 時間かかるというような話もありまして、これは何かトラブルなのでしょうと理解すれば、そういうふうになりますけれども、その辺を改善するための予算をしっかりと確保してください。

◎小中学校のホームページの更新について

最後に、昨日の予算特別委員会で秋元議員から小中学校のホームページの更新の件で御質問がありました。なかなか更新されないというお話でしたけれども、私はある中学校の教頭先生にお話を聞いたところ、教育長からもう何回も言われており、月 1 回の更新は必ずやっていると聞きました。だから、昨日もおっしゃっていましたが、教育委員会の御努力は、わかりました。ただ、秋元議員が言われていたように、更新の方法だとか、各校が共有できるような方式がいいのか、あるいは何校かをまとめて更新するほうがいいのかだとか、いろいろと議論もあるようですけれども、もうちょっとその仕組みも考えたほうがいいのかと思います。更新の際にも当然回線の速度があれば楽だと思いますし、そういったこともあわせて教育委員会の御努力も十分評価しておりますので、ホームページの充実もあわせてお願いして終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○斉藤（陽）委員

◎生涯学習ボランティアリーダー制度について

まず、教育委員会に生涯学習のボランティアリーダーにつきまして、何点かお伺いいたします。

この生涯学習ボランティアリーダーの登録活用事業というのがありますが、この制度の目的及び創設に至る経緯等についてお示しをいただきたいと思います。

○教育部青木次長

生涯学習ボランティアリーダー登録制度の目的、それから創設に至る経緯ということでございますが、目的につきましては、長年にわたって培った豊富な経験、知識及び技能を持つ市民の皆様を地域社会の指導者として登録し、その積極的な活用に応じて、市民の活発な生涯学習活動の推進を図るということを目的といたしまして、平成 4 年度に発足しております。その経緯としましては、当時生涯学習に対する意識が非常に高まった中で、市民の生涯学習に対する意欲と、それから生涯学習で学んだ結果を生かすという二つの目的からこの制度を創設したものです。

○斉藤（陽）委員

この利用状況は、平成 21 年度の小樽市教育委員会の事務点検及び評価報告書の 44 ページ、45 ページに載っておりまして、これを見せていただいているのですが、取組状況の利用者総数が 18 年度、19 年度、20 年度と何かだんだんと減っているように見えるのですが、登録については 20 年度 91 個人 15 団体ということで、そこはいいのでしょうか、利用者が減ってきているように見えるのですが、これはどうしてなのでしょう。

○教育部青木次長

生涯学習ボランティアリーダーの活動状況ということでのお尋ねでございますが、毎年度生涯学習ボランティアリーダーの皆さんに指導状況について御報告をいただいております。それによりますと、御報告をいただいた中では 19 年度は 90 名だったものが、20 年度については 73 名になってございます。活動回数につきましても、19 年度は 2,462 回だったものが 1,828 回、それに伴って利用された方につきましては 19 年度 3 万 7,608 人が、20 年度については 2 万 9,070 名ということで、利用状況が残念ながら 19 年度より 20 年度は下回っているという状況になっています。

○斉藤（陽）委員

いや、それは下回っているのですが、具体的にどのような活用をされているのか、活動内容について示してください。

○教育部青木次長

具体的な活動内容ということでございますが、それぞれ登録されているボランティアの方の登録の分野がございます。一つ目が人の命や環境を守り育てる活動、二つ目として家庭生活を支える活動、三つ目として青少年の健全育成を進める活動など 10 にわたる分野がございますが、その中で活動回数の多い順番から申し上げますと、20 年度の結果でございますが、分野としてはスポーツ。

（「どこが減ったかを言いなさい。どこが減ってきているかということ。」と呼ぶ者あり）

基本的に登録されている数がやはり減っているということで、また、従来一度学んだことを複数回にわたってまた学ぶということがちょっと問題なのかなということもあって、どこの部分で減っているかということの分析は、申しわけありませんがまだ出しておりません。

○斉藤（陽）委員

事務の点検及び評価報告書を見ますとかなり顕著に利用者数も減っているし、活動回数という部分も 18 年度に比べても漸減しているのですが、19 年度及び 20 年度はかなり極端に目立って減っているというような印象を受けますので、この原因についてきちんと分析していただく必要があるのではないかと思います。改善点があれば、ぜひ講じていただきたいというふうに思います。

あともう一点、これに関して、あまりお金がかかる話ではないかもしれないのですが、予算面の手当はどうなっているのでしょうか。

○教育部青木次長

これは登録制度ということでございますので、名簿を整理し、それを報告しまして、連絡につきましては生涯学習プラザ「レピオ」に申込みをいただくという形で行ってございますので、それに係る事業費について、予算は計上してはございません。

○斉藤（陽）委員

アーティスト・バンク制度が 18 年度から実施していますが、これは似て非なるものといいますか、ボランティアリーダーとアーティスト・バンクは、ある面でダブるのですけれども、非常にこちらが先行しているというか、生涯学習ボランティアリーダーという仕組みが定着しているという面もあって、独自性もあるのではないかと思います。アーティスト・バンクと対比した場合、生涯学習ボランティアリーダーという制度のよさや強みや幅広さを生かして、アーティスト・バンクと区別して力を入れるというか、内容的には似ているけれども違うのですよという部分が必要ではないのかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○教育部青木次長

生涯学習ボランティアリーダー制度とアーティスト・バンク制度の比較した場合についてですけれども、生涯学習ボランティアリーダー制度につきましては、生涯学習、スポーツ、レクリエーションを含んで幅広い分野での登録をさせていただいております。それに比べますとアーティスト・バンクについては、その創設の目的からいって文化・芸術に特化した形での登録でございます。ということで、重複して登録されている方もいらっしゃいますけれども、その部分が大きな違いでございます。

もう一つ、登録と利用の仕方での違いでございますが、ボランティアリーダー制度につきましては、情報等をお出しする際にはその方のお名前と、それから指導内容についてお知らせをして、その方への連絡については、生涯学習プラザを介して紹介して行うということになってございますが、アーティスト・バンクにつきましてはホームページにその方の連絡先、もちろんそれはその方の承諾をいただいた上でございますが、電話番号等の連絡先を載

せて、直接利用したい方が直接アーティストの方に連絡をするもので、そこが大きな違いでございます。

○斉藤（陽）委員

この生涯学習ボランティアリーダー登録制度は、非常に歴史もあるし、果たしてきた役割も大きいと思いますので、ぜひ今後も力を入れていただきたいと思います。

◎地域子ども教室について

もう一点、地域子ども教室推進事業について伺います。平成 20 年度については 629 回実施し、1 万 4,135 人が利用したということで、比率で既に 30 年度の目標である 10 パーセントを越え、目標を達成してしまったという話でした、今後さらに上を目指すというような説明がありましたけれども、21 年度の現時点までの実施状況、あるいは年度末までの見通し等についてはいかがでしょうか。

○教育部青木次長

地域子ども教室の本年 9 月末までの状況でございます。5 月 10 日から 9 月末まで 17 日間の土曜日で実施してございますが、それが 238 回で延べ 4,805 人の利用がございました。今後、当年度末までの見込みということでございますが、二つ理由がございまして、一つにはボランティアの確保ができないということで、現在休止している学校が 3 校ほどあるということと、あともう一つは現在の新型インフルエンザによる学級閉鎖。これについては学校と相談して、その校区の地域子ども教室の開催について決定しており、それによる休止ということも含めまして、年度末まで、昨年よりは実施回数、参加人数とも少し減るのではないかなというふうに見ております。

○斉藤（陽）委員

そういった特殊要因もあると思うのですが、国のほうでは、放課後児童クラブと統合して放課後子どもプランという事業を推進しているようですが、小樽市では国の事業によらずに単独で頑張っているわけですが、本市のように単独で放課後児童クラブを実施していることによる問題点といえますか、例えば放課後子どもプランのほう是有償だけれども、放課後児童クラブは無償のボランティアだとか、こういったハンディキャップがあるためにボランティアの確保が難しくなっているだとか、こうした国の制度に乗っていないことによるハンディキャップなどはないのでしょうか。

○教育部青木次長

今、おっしゃられた国の放課後子どもプランでは、平日の放課後に学ぶ授業ということで、こちらのほうは委員おっしゃるとおり、ボランティアについては有償という形になってございます。私どもの行っている地域子ども教室のボランティアは無償ということになってございますが、そういうところでの問題点というか、差は確かにありますけれども、一番うちのほうで問題点として考えているのは、地域子ども教室は、土曜日の午前中に行っており、比較的ボランティアがしやすい曜日ですが、それでも、なかなかボランティアの確保というのはなかなか難しい状況にあります。そういう中で平日の午後、放課後という一般の方がボランティア活動をしにくい曜日、時間帯におけるボランティアの確保については困難かなというふうに考えています。

○斉藤（陽）委員

平日の午後はもっと難しいということかもしれないのですが、後半のほうの質問ともちょっとかわるのですが、学力の問題というのが、今、非常にクローズアップされてきていて、学校教育の分野と連携をした学習サポート的な取組を、この地域子ども教室の中に取り入れるということは難しいのでしょうか。あまりにもとっぴな提案でしょうか。

○教育部青木次長

地域子ども教室のボランティアということでお願いしている皆様には、主に安全管理スタッフということで、施設の借上げですとか、子供の見守りということをお願いしている方がほとんどでございます。この安全管理スタッフの皆様についてお願いしているところなのですが、最近、ボランティアのなり手もいろいろ呼びかけてはいるの

ですけれども、減ってきている状況でございますので、委員が今おっしゃられたような学力向上に向けた活動の取組については、現時点ではなかなか難しいのではないかなというふうに考えています。

○斉藤（陽）委員

この点検評価の報告書の中でも「今後の取り組み方向」として、おたる地域子ども教室のボランティアスタッフの確保に努めるということと、生涯学習ボランティアリーダーの登録者の拡大に努めるという2項目が示されています。こういう項目が上がっているということは、それが非常に今課題になっているということだと思いのですね。ですから、こちら辺について、いろいろと御指摘をいたしましたけれども、きちっと分析をして、その役割を果たせるような方向となるよう事業をより充実させていただきたいと思います。答弁は結構です。

◎学力の実態把握について

次に、今、全国学力・学習状況調査が非常に話題になって議論されているのですが、全国で何番目という話はあるのですが、以前にも質問したのですが、このいわゆる学力テストは本来到達度調査ということで、順位を把握するには非常に向かないテストなわけですね。本来、こういう到達度を調べるということも必要なのですが、日常の教育活動の中で、児童生徒一人一人がある一定集団の中で相対的にどういう位置にいるかという把握というのも、教育指導の中で非常に必要な部分だと思うのですが、まずこの点の把握について、市教委はどのようにお考えでしょうか。

○（教育）指導室主幹

ただいま委員がおっしゃいましたように、学校における評価につきましては、一人一人の子供が目標にどれだけ到達しているかはかる絶対評価により行っております。全国的な水準と比べて相対的に学力をとらえるということも非常に大切なことだとは思いますが、まずそれよりも大切な日々の授業の中で、子供たちが「指導と評価の一体」を図る中で学ぶ意欲をしっかりと持たせるということが非常に重要なことであるという認識を持っています。

○斉藤（陽）委員

89年ですかね、いわゆる相対評価から絶対評価に変更した部分はあるのですが、やはり日々の学習活動中の評価という部分で、依然として相対的な評価をする意味合いということも失われたわけではないということで、本市の公立小中学校で行われているいわゆる学力テストというのは、一般的にテストと称するものでいいのですけれども、どのように行われていますか。

○（教育）指導室主幹

それぞれの学校ではまず各教科で時期的に見て、各教科でのテスト、また担任によるテスト、単元ごとのテストとか、あとは市販によるもの、小学校においても中学校においても行われています。中学校においては中間テストや期末テストと呼ばれるものや、復習テストと呼ばれる市販のものを活用して行っているように聞いております。

○斉藤（陽）委員

そのうち、いわゆる標準化テストや標準テストと言われるような全国の一般的な水準を統計的に処理して、標準偏差あるいは偏差値というような形で数値化する、これは昔問題になった手法ですが、そういう統計的な処理をして相対的な位置を示すというような学力テストもあるわけですが、そういったテストについては行われているのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

ただいま御質問ですが、結果を市内において順位づけをしたり、偏差値等を公表するなどということを各学校でやっているとは聞いておりませんが、小樽市教育研究所等では、学力調査の目的で標準学力検査、CRTとかNRTという調査を行っております。

○斉藤（陽）委員

順位を公表しろと言っているわけではなくて、いわゆる日々の学習の中で自分の実力といいますか、児童生徒が自分の学力が全国的なレベルあるいは全道的なレベルの中でどういう位置にあるのか把握しておくこと、また、指導する教員にとっても、児童生徒ごとやあるいは学級について相対的な学力を把握しておくということは、絶対的な到達度を把握するということと同時に両面必要なことだろうと思うのです。ですから、いわゆるそういった標準テストについては無視していいという話にはならないので、やっぱりしっかりとした把握をしなければならないと思うのですが、そうした学力の把握について、指導室としては、各学校あるいは教員にどのような方針を示して指導にあたっているのか。

○（教育）指導室長

今、指導室主幹からも答弁をいたしました。教育研究所に標準学力検査の予算をつけていただき、この検査を行っている学校が、20 年度の実績で言いますと小学校が 8 校、中学校が 2 校ございます。これらについては前の年よりも増えているという傾向がありますけれども、私どもとしてはこういう標準化された検査を実施することによってより客観的、また正確な学力の把握というのを各学校でやっていただいて、その状況を見て実際に指導する教員の指導方法、そういうことに反映させていただきたいということでは、これまでも指導させていただいています。

○教育長

今の指導室長の答弁にもありましたが、この点検及び評価の 15 ページを見ていただければおわかりと思うのですが、中ほどから最初のフレームの一番下のところに、今の評価については説明をさせていただきましたが、その評価のほかに C R T 検査でありますとか道徳性だとかいろいろございまして、5 校、15 校、23 校と着実に増えておりますし、これは全部コンピュータ処理でございますので、教員に負担をかけることなく、その結果をコメントとして出力されてくる結果も利用しながら、学力だけでなく、精神の安定ですとか道徳面ですとか、そういう項目で活用させていただきまして、実は 18 年度の実施校は 5 校だったのでございますけれども、これが増えた理由は、それぞれ国で行われているテストだけでは不十分という思いから、年々増えているというような状況です。実は検査費用もかなりかかるものですから、たくさんの学校から手が挙がるのですが、教育委員会としても何とかこれで押さえているという現状でございます。

○斉藤（陽）委員

質問が前後しますが、いわゆる C R T、N R T と呼ばれる目標基準準拠学力検査、集団基準準拠学力検査のそれぞれの調査目的について説明していただきたいと思います。

○教育部長

C R T につきましては、客観的な目標到達度基準に達したかどうかという到達度を検査するものであります。N R T につきましてはいわゆる絶対評価、全国的学力水準と比較して相対的に学力を把握するというものでございます。

○斉藤（陽）委員

これが非常にちょっと少ないのではないかと思います。20 年度は、小学校 8 校、中学校 2 校でしたか。ということで、人数にしても、この目標基準準拠学力検査のほうが小学校で 837 人、集団基準準拠学力検査のほうが小学校では 18 人ですね。中学校では目標基準準拠学力検査のほうが 1 年生で 59 人、集団基準準拠学力検査のほうが 1 年生で 10 人ということで、大変に少ない。これは小樽市全体の数字ですよ。

○（教育）指導室長

そうです。

○斉藤（陽）委員

こういう調査により学力の客観的な把握がなされていないからといって、全国的に見て学力が低いだとか高いだ

とかという評価に直接結びつけるつもりはないのですが、こういう検査をしっかり受けていこうというような態度は、本当に必要なことだと思います。これを無視して、いかに全国学力・学習状況調査の結果が低いから、何とかしようと言っても問題ではないかと思うのですが、ここら辺はどういうふうにお考えですか。

○（教育）指導室長

委員がおっしゃるとおりでございまして、学力の実態を十分に把握するというのが最初にあるものだというふうに思っております。それで、平成 18 年度からのあおぼとプランにも「学習状況の把握と指導改善」という取組を位置づけまして、今委員の言われたことも十分に考慮して、作成したところでございます。それで、いろいろとこれまでもこういうものについてはたくさん活用するようにということで指導をまいりました。実態としては現在そういう状況であるということでもありますので、これからもより一層客観的な学力の実態把握に努めるよう指導してまいりたいと思っております。

○斉藤（陽）委員

こういった部分に力を入れることにより、最終的には小樽の児童・生徒の学力向上につながるわけですので、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 58 分

再開 午後 3 時 20 分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○佐々木委員

最初に、今日の報告の中の財政再建プランの進ちょく状況ですが、先ほど山田委員が質問していた部分と重複しない点について、1 点だけお伺ひしたいと思います。

◎入湯課税免除の見直しについて

4 ページに「3. 減免制度の見直し」の「②入湯税課税免除の見直し」ですが、これは私も以前から指摘している案件です。先ほどの報告では、経営が悪化しているため事業者の理解が得られないということでしたけれども、聞きたいのは何がネックになって進まないのかということです。まず、この原因を具体的に確認したいと思います。

○（財政）市民税課長

先ほども説明させていただきましたけれども、やはり、現在の景気状況の推移を見ていきますと、観光客の入り込みあるいは温泉施設の利用者が年々減少している傾向にあります。そういう中で、本来、入湯税というのは施設利用者が負担するという位置づけになっておりますが、各温泉施設の経営者などからお話をお聞きますと、現在、日帰り利用者の入湯税減免分を仮に利用者に負担していただくということになりますと、利用料金に上乗せするという形になるため、そういう意味ではますます入場者が減少するのではないか。あるいは、ある施設の経営者によりますと、利用者が負担しないとすれば、経営者側でその上乗せ分を負担しなければならないということにもなってくることで、ますます経営が成り立たなくなることも予想される。こういった意味で、ちょっと今、そういう負担を求めるのは非常に困るというようなお話を聞いておりまして、まだ理解を得られていないという状況になって

おります。

○佐々木委員

そうすると、業者との協議は、大枠でも協議が詰まっていないということなのですか。それとも問題点は、絞られてきているということですか。

○（財政）市民税課長

ここ何年か各施設の経営者が一堂に会した会議や、あるいは個別に接触したりした中では、おおむね御理解をいただいている業者のほうが多い状況にあります。一部に理解を得られていない施設管理者がいらっしゃるということで、基本的に我々としてはすべての施設管理者に御理解をいただいた上で、実施していきたいという基本方針を持っておりますので、御理解が得られないうちは、実施については難しいのかなと考えています。あくまでもなるべく粘り強く、すべての施設管理者に理解を得られるような形で説得といいますか、説明をしていきたいと考えております。

○佐々木委員

一応 20 年度は、見直しをあきらめるという形になっていると思いますが、この先は、どのような見直しをもっているのですか。

○（財政）市民税課長

20 年度は理解を得られていないという結果になりましたけれども、21 年度の状況におきましても、今、私どもが個別に理解を得られていない業者等との話合いの中でも、依然として利用者の減少、それから経営が非常に苦しいというような状況が変わっていないという状況がございまして、もう少し理解を得るためには時間が必要なかなというようには考えてございます。

○佐々木委員

わかりました。それでは、報告についての質問は終わります。

◎「小樽市くらしのガイド」について

次に、市民向けガイドブックである「小樽市くらしのガイド」についてです。非常に立派なものができたというふうに思います。以前は、市民生活ガイドというものがあってこれを広報版に載せていましたが、これの中身を充実したものにできればいいというふうに思っていたところ、このような冊子ができたということです。これにかけたエネルギーというのは相当なものだろうというふうに思っておりますので、まずこれをつくった目的、それと完成するまでにかけた期間をお知らせください。

○（総務）広報広聴課長

まず、目的でございますけれども、このガイドブックの目的は、市内の事業者と協力しまして、市民生活に役立つ情報を全世帯と転入者に無料配布することで市民生活の向上と、あと地域経済の活性化を図ることを目的として行ったところでございます。

あと期間でございますけれども、これは昨年の 12 月ぐらいに、共同企業体を組んだ 3 社と協定を結びまして、そこから作業を進めたところでございます。

○佐々木委員

それで、この冊子は転入者に配るということですが、この内容を含めて、市は、どのようなかかわりを持って作成にあたったのか。

○（総務）広報広聴課長

内容でございますけれども、これは今までも転入者に対して行政情報を提供していたところなのですが、そのほかに、例えば市場だとか、あと商店街だとか医療機関だとか、そういうもろもろの情報を中に加えて、より充実した内容となっております。市のかかわりでございますけれども、基本的にはその行政情報自体をこ

ちらのほうから提供するというのが市の役割となっております。

○佐々木委員

そうすると、先ほどの話では、転入者に配るということなのですけども、これにかけた予算、それから何冊つくったのですか。

○（総務）広報広聴課長

まず、予算でございますけれども、予算につきましては、基本的にこれは市の持ち出しは予算的には一銭も計上しておりません。逆に言うって使っていないということでございまして、これ自体のつくりとしましては、この共同企業体を組んだ3社が市内の広告料を、結果的には79社だったのですけれども、その79社から広告料としてお金を集めまして、それに伴ってそれについて制作、そして配布までやっているところでございます。

それとあと冊数でございますけれども、7万部をつくったところでございます。

○佐々木委員

7万部をつくって全戸配布したということですか。

○（総務）広報広聴課長

基本的に市内は、約6万8,000世帯ですから、このほかに1年間におよそ2,000世帯ぐらいが転入してこられるということで、おおよそ7万部をつくったところでございます。

○佐々木委員

これは、2009年度版となっておりますが、そうすると次年度以降の制作予定はどういうふうになっていきますか。

○（総務）広報広聴課長

今後の予定でございますけれども、基本的にこれを作成しまして、特に市民の方々からいろいろと反響がありました。その市民の方々からは、「お金がないのに何でこんなものをつくったのだ」という御批判をいただきましたが、私どもが「基本的にこれにはお金は一銭もかけていません」と言いますと、「それはいいことだ」という御意見を相当いただきました。特に、たまたま転出される方がおられまして、その方からわざわざ感謝の電話をかけていただいたのですけれども、よくこんなものをつくっていただいたと。ちょうど私が今転出しようとしているときに、つくっていただいたということで、すごく喜んでいただいて、タイミングがよかったと。役所の中でもらったもので一番うれしかった、というお話をいただいたことが非常に心に残っております。そういう中で今後なのですが、こうした好評を得ているものですから、毎年つくっていききたいという基本的な考えは持っているのですけれども、ただ広告料を集めるのに苦勞しており、業者もなかなか大変な思いをしてつくっていらっしゃるものですから、今後、3社いる業者の方々とも協議しながら、来年については考えていきたいというふうに思っています。

○佐々木委員

本当に立派なものですよね。これが1冊ずつ各世帯に配られているということで、市民の反響は大きいだろうというふうに思っています。この冊子は、3社共同で編集、制作したといいますけれども、編集に当たって何らかのノウハウは持っていたのですか。

○（総務）広報広聴課長

正直に言いますと、ノウハウは持ってはおりませんでした。基本的にこの話自体は、大阪のサイネックスという会社とその代理店が私どものほうに、提案してきた企画です。私どもとしては、市外の大手企業によるのではなくて、あくまでも地元でできないかということを検討していかなくてはいけない立場にあるという中で、この形で進めていったものであり、当初は基本的なノウハウを持っている大手業者が持ち込んで来た企画ですけれども、私どもとしてはノウハウもなにもない中で、地元業者3社の努力でここまでやってきたという経過でございます。

○佐々木委員

今後になりますけれども、よく小樽市の広報誌もコンクールに出して賞をもらったことがありますよね。この冊

子をコンクールに出していく予定はないですか。

○（総務）広報広聴課長

実は全国の地方自治体の何か所からか、問い合わせがあります。例えば北九州市からは、私どもの事業をどのような形態でやられているのか、平日こちらのほうに視察までお見えになったということもありますので、反響としてはあるのでしょうけれども、実際こういう取組を発表する舞台があるのかどうか、ちょっと私どももわかりませんけれども、あればそういうところにも出してみるのも一つの方法なのかというふうには思っているところです。

○佐々木委員

新しい観光コースとして散策コースができたりしても、そうするとそれを紹介するパンフレットなどは目立っているところには置かないのだね。この冊子は、市民に全戸配布して、あと 2,000 部が余っている。その部分について、一応市役所かどこかのほうへストックしておくとしても、閲覧用として見やすいところに配置するという考えはないのですか。

○（総務）広報広聴課長

当然配布されていないという方々もおられます。先ほど言いましたように、2,000 部というのは転入者への配付を主に考えていまして、そのほかにも恐らく余部は出るのだろと思うのですが、置けるところがあれば置いていきたい。ただ、総合サービスセンターに誰でも自由に持っていけるように置くということは考えていません。

○佐々木委員

よく学校などで、小樽の歴史的な学習のための「私たちの小樽」という冊子がありますが、学校などにも配付しておいたほうがいいかな、効果があるかなという感じはします。このように本当に立派な冊子できて、これを活用していただけるというふうに思っております。

◎おたるスポーツフェスティバルについて

次に、おたるスポーツフェスティバルが開催されたとの記事が 9 月 13 日に新聞に載っておりました。この日、私も行きたいと思っていたところなのですが、参加できなかったのも、お話を聞いておきたいというふうに思います。

記事の表題は「第 1 回おたるスポーツフェスティバル」になっていると思います。開催日時は、9 月 13 日の日曜日、会場は小樽市総合体育館だということとなっておりますけれども、まず、このイベントを開催した目的を御説明願います。

○（教育）吉井主幹

スポーツフェスティバルの開催の目的につきましては、市民一人一人が年齢や体力に応じた健康づくりや充実した人生を送ることができるよう、生涯スポーツの振興を目指すということが目的になっております。

○佐々木委員

私たちがこれまで提唱してきている地域総合型スポーツというものがありますよね。これと共通理解を図りながらやっていくことになるのかと思っているのですが、どのような関係になるのでしょうか。

○（教育）吉井主幹

この部分につきましては先ほど目的でも言いましたが、市民一人一人が健康づくりや生涯スポーツの振興を目指すものですが、総合型スポーツクラブとの関係としては、現在、本市で立ち上げの準備をしている西部地区総合型スポーツクラブにも今回のフェスティバルの一員になってもらい、ニュースポーツの紹介や西部地区スポーツクラブの取組を紹介しております。

○佐々木委員

第 1 回目ですから、いろんなことがあったのだろと思いますけれども、このイベントが開催に至った経緯について、御説明願います。

○（教育）吉井主幹

開催に至るまでの経緯につきましては、小樽体育協会の役員の方が、室蘭市で行われた体操のスポーツフェスティバルを見て、その方から本市でも競技形式にこだわらない生涯スポーツとして、広く市民にいろいろなスポーツを楽しんで参加してもらえるようなイベントをやってはどうかという提案が教育委員会にあって、今回、開催の運びとなったものです。

○佐々木委員

では、このイベントの内容について、お知らせ願います。

○（教育）吉井主幹

内容につきましては、今回は 1 回目ということもあって試行錯誤しながら、検討してまいりました。まず、いろいろなスポーツを見て体験してもらおうということを大きなテーマといたしまして、小樽体育協会の加盟団体のスポーツを紹介する競技内容や用具の展示など、また、文化芸術団体からは、オープニングで菁園中学校吹奏楽部の演奏をしていただきまして、その後はステージにおきまして、フラダンス、チアダンス、モダンバレエ、太極拳、日本舞踊、北海道伝承芸能のひょっこりやよさこいソーランなどの芸術・文化団体からの演技等を披露いたしました。さらにニュースポーツとして、ラクロス、トランポリン、フロアカーリングやスナッグゴルフなどを、実際に参加された方に体験してもらおうということで行いました。

○佐々木委員

当日は、どのぐらいの団体から参加されて、参加者はどのくらいあったのでしょうか。

○（教育）吉井主幹

参加者につきましては、今回、小樽体育協会加盟 30 団体のうち、他の競技会と重なっていない 25 団体からスポーツ系の紹介をしていただきまして、あとは芸術・文科団体につきましては、約 20 団体から参加をいただき、今説明したような内容で行っていただきました。また、今回フェスティバルへの参加人数につきましては、小中学生が 390 名、高校生は 38 名、大学生は 56 名、一般は 856 名、合計 1,343 名の参加をいただきました。

○佐々木委員

イベント会場に入場する場合、料金はかかったのですか。それとも無料だったのですか。

○（教育）吉井主幹

小中学生については無料です。高校・大学生につきましては 100 円、そして一般につきましては 300 円を徴収しております。

○佐々木委員

1 回目ですから、それぞれにいろんなことがあったのだらうと思いますけれども、このフェスティバルの成果と今後の課題はどういうふうに総括していますか。

○（教育）吉井主幹

今回、市民の皆さんに体育協会加盟の競技内容を知ってもらうこととともに、競技を目的としないスポーツや芸術・文化を愛好する団体の演技を発表する場として開催いたしました。これは生涯スポーツを広く市民に浸透させ、地域スポーツの振興と市民の健康増進を図る上では大変意味があった取組であったと思っております。

また、今後に向けて実行委員会では、来年以降も内容を充実させ取り組んでいきたいとの考えであると聞いております。

○佐々木委員

この項の最後にします。いろいろな体育施設の不十分さといいますか、オフィシャル競技場が小樽にはないということも含めて、現状は、体育館でいろいろとイベントや協議大会をやっておりますが、今後は、施設設備の充実というものも必要になってくるのではないかと思いますので、その辺についてはいかがですか。

○（教育）吉井主幹

21 年度からの第 6 次総合計画にも掲げておりますように、体育施設整備につきましては、順次、財政状況を見ながら進めていきたいと考えております。

○佐々木委員

◎就学援助制度について

次に、就学援助制度について通告しておりましたが、まず、私はこの就学援助制度の目的というのは、教育の機会均等実現のための制度だというふうに押さえています。今まで義務教育は無償と言われてはいますが、今のところ「無償」なのは、授業料と教科書に限られていますよね。しかし、どの学校でも全国的に見ても、子供が学校に通うとさまざまな費用がかかるというのが現実だと思います。直近の資料では、文部科学省が平成 19 年度に実施した子供の学習調査をした結果によれば、学校教育を受けさせるために保護者が支出した経費ということで、ただし学習塾に関する経費と、それから学校外活動の費用を除いて、学校給食費、学用品費、通学関係費などは、年間子供 1 人当たり公立中学校で約 17 万円、小学校では 10 万円という調査結果が出ているということです。この辺のところの部分を確認しておきたいと思うのです。教育の機会均等のためには各教育関係法令では、「能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な者に対して就学の措置を講じなければならない」、「経済的理由によって就学困難を認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」、こういうふうに規定されていると思います。その観点に立って何点か質問していきたいと思うので、まず、この就学援助の対象範囲、内容について御説明をお願いします。

○（教育）学校教育課長

就学援助の対象範囲でございますけれども、要保護者につきましては修学旅行費、準要保護者につきましては修学旅行費をはじめ学用品費あるいは学校給食費、体育用具費などが対象となっております。

○佐々木委員

それで、さっきも言いましたように、地方自治体が援助を与えなければならないという部分で考えれば、地方自治体が定める準要保護の認定基準というのがあると思うのですが、どのようになっていますか。

○（教育）学校教育課長

準要保護者の認定基準ですけれども、小樽市におきましては生活保護基準の 1.3 倍の収入までを対象として認定しております。

○佐々木委員

このところが非常に重要な問題だというふうに思っているのですが、この生活保護基準の 1.3 倍という数字ですが、全国的には市町村によって幅があると思うのです。法令では、どこからどこまでの範囲にあって、本市はどの位置にあるのですか。

○（教育）学校教育課長

小樽市が現在の 1.3 倍になった経緯というのはちょっと承知してないのですが、ただ道内 10 市の状況を見ますと、それぞれ自治体ばらばらで、1.1 倍から 1.3 倍の間で設定しているという状況になっています。ただ、倍率はふうにばらばらなのですが、小樽市のこの 1.3 倍を認定の収入額と比較しますと、大体平均の水準にある形になっております。

○佐々木委員

そうすると、ここに私のほうでもちょっとデータを持っているのですが、先ほどの話では 1.3 倍からどうなった経緯はわからないけれども、この後について、この倍率のままコンクリートされた状態にいるということですか、それとも変化することもあるということですか。

○（教育）学校教育課長

現行は 1.3 倍ですけれども、今後これがずっと維持されるかどうかは、今の段階ではちょっとわかりかねます。

○佐々木委員

本市が 1.3 倍にしたという、ここのところの歴史的な経過は、大事なことだと思うのです。ここでちょっと数字を出してほしいと思うのですけれども、本市における就学援助率とその援助を受けている子供の数の推移について、数値はどうなっていますか。私の手持ち資料では、数値が年々上昇してきていると思いますが、本市における状況などについて伺います。

○（教育）学校教育課長

小樽の推移ということで、平成 12 年度からの準要保護の認定数と認定率でお答えさせていただきますが、平成 12 年度が 2,067 人、率が 18.4 パーセント、13 年度が 2,136 人、率が 19.6 パーセント、14 年度が 2,113 人、率が 20.1 パーセント、15 年度が 2,177 人、率が 21.3 パーセント、16 年度が 2,170 人、21.5 パーセント、17 年度が 2,152 人、22.1 パーセント、18 年度が 2,286 人、24.2 パーセント、19 年度が 2,035 人、21.8 パーセントとなっております。

○佐々木委員

小樽の現状は、増加傾向ということでもいいですね。教育委員会のほうでつかんでいる状況でいいのですけれども、この増加している要因またはその背景といいますか、そこら辺のところは、どういうふうに抑えていますか。

○（教育）学校教育課長

要因ですけれども、いろいろの要因が考えられると思うのですが、まず今のこの経済状況の低迷が一つの大きな要因であるかなというふうには思っております。

○佐々木委員

それともう一つ、小樽の場合はこの就学援助制度について、どのように周知を図っていますか。

○（教育）学校教育課長

就学援助につきましては、毎年、年度当初に全児童・生徒にパンフレットを配布しております。

○佐々木委員

他都市では、意外とこの制度の周知を図らないというか、その制度の周知が不十分なところもあると聞いていますが、本市で認定される件数が増えているということは、小樽ではきちんと周知が徹底されているということですね。

それから、統計的に変化がある年があるのですけれども、2005 年がちょうどその節目になっているのではないかと思います。これは、幾度となく指摘されていますけれども、2005 年度以降、準要保護者に対する国庫補助金が廃止となり、地方交付税として措置されることになり、いわゆる使途を限定しない一般財源化されたということなのですが、それに間違いはないですか。

○（教育）学校教育課長

平成 17 年度以降、いわゆる準要保護者につきましては、従来の補助金交付から交付税措置に変わったということになります。

○佐々木委員

私のほうの資料によりますと、このあたりから就学援助の増え方も少し変わってきたのだというふうに思います。伸び率が飛躍的に伸びてきているということなのですから、一般財源化した理由とその影響については、どう押さえていますか。

○（教育）学校教育課長

一般財源化された理由ということなのですから、これは三位一体改革の中で、一般財源化が進められてきて

いるのですけれども、この就学援助費につきましては生活保護法のような全国共通の基準がなく、その認定が市町村独自の基準と方法で行われてきたということも挙げられています。

○佐々木委員

そういう状態であるということは、認識しておきたいと思いますが、そこで財政のほうに聞いておきたいと思うのですけれども、よくこの就学援助率とその地方自治体が持っている財政力の兼ね合いで見ているというが出てくるのですけれども、現在、市における財政力と就学援助率の推移の相関関係については、どうなりますか。

○（財政）財政課長

就学援助の援助率と財政力との相対関係、相関関係についてのご質問ですが、一概に財政状況によってのみ援助率が変わってくるといったような相関関係があるということにはならないというふうに考えています。

○教育部長

就学援助率というのは、要するに要保護、準要保護生徒が何パーセントかということですよ。その部分で申し上げますと、地方交付税措置として 17 年から一般財源化されたという事実はあるのですけれども、そのことと収入基準を変えたということとはリンクしていませんので、交付税化されたということと就学援助の認定率の推移とは直接かかわりはないと思っております。

○佐々木委員

それで今よく言われているのは、財政力の乏しい自治体は、意外と就学援助率が高くなっていく傾向にあるということが言われていますが、財政が厳しいという実態とこの就学援助率はどういう関係になっていて、援助率を縮減していくには、どのような対策が考えられますか。

○（財政）財政課長

文部科学省で就学援助の認定基準の調査をやるという報道も今年の 5 月にありました。それで今、2006 年以降から交付税措置されることになったのですけれども、これにより三位一体改革で国庫補助金、準要保護者の分が一般財源化されました。実はこの就学援助の問題につきましては、全道の各自治体の調査でも、三位一体改革の前、要するに一般財源化される前から、小樽だけではなくその他の市町村においても、多額の持ち出しをしているという実態がございまして、そういう中で一般財源化されたものでございます。

それで、考え方といたしまして、一つは市町村個々の認定基準という問題もございしますが、それもまた一つの課題ではあると思いますが、もう一つは国のほうで、国と地方の役割分担に基づいた必要な措置はされていないということも全国市長会などでも大きな課題となっております。このことについて、国と地方の適切な役割分担に基づき国庫補助金なり、あるいは地方交付税なりの財源措置をきちんとしてもらうということが必要と考えています。

もう一つは、いろいろな財政状況の中で、市町村のそういう認定基準をどうするか、整理が必要であると考えております。今後は、国と地方の協議の場が法制化されるということでございますので、そういうような国との協議の場の推移や就学援助の地方の実態あるいは小樽の実態などをよく調査しまして、それなりの協議していただきたいと考えておりますし、またそういうような方向で、私どものほうも全国市長会を通じまして要望していきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

そういうことで、今度、地方に任されている部分については、就学援助制度の目的を踏まえ、内容を十分に検証しながら、国に対して必要な要望を行うといった取組をしていただきたい。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 04 分

再開 午後 4 時 40 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

○菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 29 号は可決、当委員会に新たに付託された陳情及び継続中の陳情については、いずれも採択を主張して討論とします。

非核三原則について、改めて新内閣の下では堅持する姿勢が打ち出されました。しかし、核搭載可能の米艦船の入港に今すぐストップがかかるわけではありません。国の施策を強固な、また明確なものにしていくためにも、地方から声を上げていくことが必要だと思います。ぜひ議案第 29 号の可決に御賛同いただきたいと思います。

陳情については、詳しくは本会議で述べていきたいと思いますが、いずれも願意は、妥当、採択を主張して討論とします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 29 号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第 1004 号及び第 1005 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第 3 号、第 4 号、第 186 号、第 262 号ないし第 356 号、第 358 号ないし第 370 号、第 373 号ないし第 643 号、第 647 号ないし第 1002 号、第 1006 号ないし第 1084 号、第 1086 号ないし第 1108 号、第 1119 号ないし第 1140 号、第 1146 号ないし第 1152 号及び第 1156 号ないし第 1159 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。